

令和3年4月に施行(適用)される法令等一覧表 (対象：平成30年から令和2年の法令等)

新着法令(まとめ)の「備考【施行日・適用日等】で検索」欄に“令和3年4月”を入力・検索すると、容易に抽出できます。

| 公布日・告示日 | 種別・番号 | 件名 | 制定、改正又は廃止される法令等 | 備考【施行日・適用日等】 |
|------------|------------------|---|--|-----------------------------|
| 令和2年12月28日 | 令和2年厚生労働省令第210号 | 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則の一部を改正する省令 | ・労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則(昭和41年労働省令第23号) | 【令和3年4月1日】 |
| 令和2年12月25日 | 令和2年厚生労働省令第206号 | 児童福祉法施行規則の一部を改正する省令 | ・児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号) | 【令和3年4月1日】 |
| 令和2年12月24日 | 令和2年政令第381号 | 健康保険法施行令等の一部を改正する政令 | ・介護保険法施行令(平成10年政令第412号) | 法令文 第7条【令和3年1月1日、令和3年4月1日】 |
| 令和2年12月24日 | 令和2年政令第380号 | 社会福祉法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令 | ・社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号) | 法令文 第1条【令和3年4月1日】 |
| 令和2年12月24日 | 令和2年政令第380号 | 社会福祉法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令 | ・介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令(平成10年政令第413号) | 法令文 第2条【令和3年4月1日】 |
| 令和2年12月24日 | 令和2年厚生労働省令第205号 | 社会福祉法施行規則の一部を改正する省令 | ・社会福祉法施行規則(昭和26年厚生省令第28号) | 【令和3年4月1日】 |
| 令和2年12月24日 | 令和2年厚生労働省告示第396号 | 社会福祉法第106条の4第2項第3号イの規定に基づく厚生労働大臣が定める事業を定める件 | ・社会福祉法第百六条の四第二項第三号イの規定に基づく厚生労働大臣が定める事業を定める件(令和2年厚生労働省告示第396号)【題名は仮称】 | 【令和3年4月1日】 |
| 令和2年12月23日 | 令和2年政令第369号 | 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令 | ・国民年金法施行令(昭和34年政令第184号) | 法令文 第1条【令和3年1月1日又は令和3年4月1日】 |
| 令和2年12月23日 | 令和2年政令第369号 | 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令 | ・厚生年金保険法施行令(昭和29年政令第110号) | 法令文 第2条【令和3年4月1日】 |
| 令和2年12月23日 | 令和2年政令第369号 | 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令 | ・国民年金法による改定率の改定等に関する政令(平成17年政令第92号) | 法令文 第3条【令和3年4月1日】 |

| 公布日・告示日 | 種別・番号 | 件名 | 制定、改正又は廃止される法令等 | 備考【施行日・適用日等】 |
|------------|------------------|--|---|-----------------------------|
| 令和2年12月23日 | 令和2年政令第369号 | 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令 | ・ 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令（平成17年政令第56号） | 法令文 第4条【令和3年1月1日又は令和3年4月1日】 |
| 令和2年12月23日 | 令和2年政令第369号 | 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令 | ・ 確定拠出年金法施行令（平成13年政令第248号） | 法令文 第6条【令和3年4月1日】 |
| 令和2年12月23日 | 令和2年政令第369号 | 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令 | ・ 国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和61年政令第54号） | 法令文 第7条【令和3年1月1日又は令和3年4月1日】 |
| 令和2年12月22日 | 令和2年厚生労働省令第203号 | 労働基準法施行規則等の一部を改正する省令 | ・ 労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号） | 法令文 第1条【令和3年4月1日】 |
| 令和2年12月22日 | 令和2年厚生労働省令第203号 | 労働基準法施行規則等の一部を改正する省令 | ・ 事業附属寄宿舍規程（昭和22年労働省令第7号） | 法令文 第2条【令和3年4月1日】 |
| 令和2年12月22日 | 令和2年厚生労働省令第203号 | 労働基準法施行規則等の一部を改正する省令 | ・ 年少者労働基準規則（昭和29年労働省令第13号） | 法令文 第3条【令和3年4月1日】 |
| 令和2年12月22日 | 令和2年厚生労働省令第203号 | 労働基準法施行規則等の一部を改正する省令 | ・ 最低賃金法施行規則（昭和34年労働省令第16号） | 法令文 第4条【令和3年4月1日】 |
| 令和2年12月22日 | 令和2年厚生労働省令第203号 | 労働基準法施行規則等の一部を改正する省令 | ・ 建設業附属寄宿舍規程（昭和42年労働省令第27号） | 法令文 第5条【令和3年4月1日】 |
| 令和2年12月22日 | 令和2年厚生労働省令第203号 | 労働基準法施行規則等の一部を改正する省令 | ・ 賃金の支払の確保等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第26号） | 法令文 第6条【令和3年4月1日】 |
| 令和2年12月8日 | 令和2年厚生労働省令第196号 | クリーニング業法施行規則等の一部を改正する省令 | ・ クリーニング業法施行規則（昭和25年厚生省令第35号） | 法令文 第1条【令和3年4月1日】 |
| 令和2年12月8日 | 令和2年厚生労働省令第196号 | クリーニング業法施行規則等の一部を改正する省令 | ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第2号） | 法令文 第2条【令和3年4月1日】 |
| 令和2年12月8日 | 令和2年厚生労働省令第196号 | クリーニング業法施行規則等の一部を改正する省令 | ・ 理容師法施行規則（平成10年厚生省令第4号） | 法令文 第3条【令和3年4月1日】 |
| 令和2年12月8日 | 令和2年厚生労働省令第196号 | クリーニング業法施行規則等の一部を改正する省令 | ・ 美容師法施行規則（平成10年厚生省令第7号） | 法令文 第4条【令和3年4月1日】 |
| 令和2年12月1日 | 令和2年厚生労働省告示第378号 | 木材加工用機械作業主任者技能講習規程及びプレス機械作業主任者技能講習規程の一部を改正する件 | ・ 木材加工用機械作業主任者技能講習規程（昭和47年労働省告示第100号） | 告示文 第1条【令和3年4月1日】 |

| 公布日・告示日 | 種別・番号 | 件名 | 制定、改正又は廃止される法令等 | 備考【施行日・適用日等】 |
|------------|---------------------|---|---|----------------------|
| 令和2年12月1日 | 令和2年厚生労働省告示第378号 | 木材加工用機械作業主任者技能講習規程及びプレス機械作業主任者技能講習規程の一部を改正する件 | ・プレス機械作業主任者技能講習規程(昭和47年労働省告示第101号) | 告示文 第2条【令和3年4月1日】 |
| 令和2年11月11日 | 令和2年政令第319号 | 科学技術基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 | ・科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令(平成20年政令第314号) | 法令文 第1条【令和3年4月1日】 |
| 令和2年11月11日 | 令和2年政令第319号 | 科学技術基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 | ・中小企業信用保険法施行令(昭和25年令第350号) | 法令文 第2条【令和3年4月1日】 |
| 令和2年11月11日 | 令和2年政令第319号 | 科学技術基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 | ・特許法施行令(昭和35年政令第16号) | 法令文 第3条【令和3年4月1日】 |
| 令和2年11月11日 | 令和2年政令第319号 | 科学技術基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 | ・中小企業等経営強化法施行令(平成11年政令第201号) | 法令文 第4条【令和3年4月1日】 |
| 令和2年11月11日 | 令和2年政令第319号 | 科学技術基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 | ・独立行政法人国立病院機構法施行令(平成15年政令第516号) | 法令文 第5条【令和3年4月1日】 |
| 令和2年11月11日 | 令和2年政令第319号 | 科学技術基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 | ・国立研究開発法人日本医療研究開発機構法施行令(平成26年政令第261号) | 法令文 第5条【令和3年4月1日】 |
| 令和2年10月30日 | 令和2年厚生労働省令第180号 | 高齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則の一部を改正する省令 | ・高齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則(昭和46年労働省令第24号) | 【令和3年4月1日】 |
| 令和2年10月30日 | 令和2年厚生労働省告示第350号 | 高齢者等職業安定対策基本方針 | ・高齢者等職業安定対策基本方針(令和2年厚生労働省告示第350号) | 【令和3年4月1日】 |
| 令和2年10月30日 | 令和2年厚生労働省告示第351号 | 高齢者就業確保措置の実施及び運用に関する指針 | ・高齢者就業確保措置の実施及び運用に関する指針(令和2年厚生労働省告示第351号) | 【令和3年4月1日】 |
| 令和2年10月30日 | 令和2年文部科学省・厚生労働省令第3号 | 保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部を改正する省令 | ・保健師助産師看護師学校養成所指定規則(昭和26年文部省令厚生省令第1号) | 【令和3年4月1日又は令和4年4月1日】 |
| 令和2年10月23日 | 令和2年政令第315号 | 児童福祉法施行令の一部を改正する政令 | ・児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号) | 【令和3年4月1日】 |
| 令和2年10月22日 | 令和2年厚生労働省令第176号 | 介護保険法施行規則の一部を改正する省令 | ・介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号) | 【令和3年4月1日】 |
| 令和2年10月9日 | 令和2年厚生労働省令第171号 | 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する省令 | ・労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則(昭和61年労働省令第20号) | 【令和3年4月1日】 |
| 令和2年10月9日 | 令和2年厚生労働省告示第347号 | 派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する告示 | ・派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針(平成11年労働省告示第137号) | 【令和3年4月1日】 |

| 公布日・告示日 | 種別・番号 | 件名 | 制定、改正又は廃止される法令等 | 備考【施行日・適用日等】 |
|-----------|------------------|--|--|--|
| 令和2年9月16日 | 令和2年政令第285号 | 中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令 | ・中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(令和2年政令第285号) | 中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第58号）附則第1条(第2号を除く)に掲げる規定の施行期日【附則第1条：令和2年10月1日、附則第1条第1号及び第3号：令和3年4月1日】 |
| 令和2年9月11日 | 令和2年厚生労働省令第157号 | 社会福祉法人会計基準の一部を改正する省令 | ・社会福祉法人会計基準（平成28年厚生労働省令第79号） | 【令和3年4月1日】 |
| 令和2年8月20日 | 令和2年厚生労働省告示第294号 | 高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第四十条の二第五項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準を定める件 | ・高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第四十条の二第五項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準を定める件(令和2年厚生労働省告示第294号)【題名は仮称】 | 【令和3年4月1日】 |
| 令和2年8月5日 | 令和2年厚生労働省令第149号 | 母子保健法施行規則の一部を改正する省令 | ・母子保健法施行規則（昭和40年厚生省令第55号） | 【令和3年4月1日】 |
| 令和2年7月31日 | 令和2年厚生労働省告示第286号 | 金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場に係る溶接ヒュームの濃度の測定の方法等 | ・金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場に係る溶接ヒュームの濃度の測定の方法等(令和2年厚生労働省告示第286号)【題名は仮称】 | 【令和3年4月1日又は令和4年4月1日】 |
| 令和2年7月20日 | 令和2年厚生労働省告示第265号 | 粉じん作業を行う坑内作業場に係る粉じん濃度の測定及び評価の方法等 | ・粉じん作業を行う坑内作業場に係る粉じん濃度の測定及び評価の方法等(令和2年厚生労働省告示第265号) | 【令和3年4月1日】 |
| 令和2年7月1日 | 令和2年厚生労働省令第134号 | 石綿障害予防規則等の一部を改正する省令 | ・石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号） | 法令文 第1条【令和2年10月1日、令和3年4月1日又は令和4年4月1日】 |
| 令和2年7月1日 | 令和2年厚生労働省令第134号 | 石綿障害予防規則等の一部を改正する省令 | ・労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号） | 法令文 第3条【令和3年4月1日】 |
| 令和2年7月1日 | 令和2年厚生労働省令第134号 | 石綿障害予防規則等の一部を改正する省令 | ・特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号） | 法令文 第4条【令和3年4月1日】 |

| 公布日・告示日 | 種別・番号 | 件名 | 制定、改正又は廃止される法令等 | 備考【施行日・適用日等】 |
|-----------|------------------|--|---|--|
| 令和2年7月1日 | 令和2年厚生労働省令第134号 | 石綿障害予防規則等の一部を改正する省令 | ・厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令(平成17年厚生労働省令第44号) | 法令文 第5条【令和3年4月1日】 |
| 令和2年6月19日 | 令和2年政令第195号 | 母子保健法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令 | ・母子保健法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(令和2年政令第195号) | 母子保健法の一部を改正する法律(令和元年法律第69号)附則に掲げる規定の施行期日【令和3年4月1日】 |
| 令和2年6月19日 | 令和2年法律第58号 | 中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律 | ・産業競争力強化法(平成25年法律第98号) | 法令文 第5条【公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日(令和2年10月1日)又は公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日(令和3年4月1日)】 |
| 令和2年6月15日 | 令和2年厚生労働省令第128号 | 粉じん障害防止規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令 | ・粉じん障害防止規則(昭和54年労働省令第18号) | 法令文 第1条【令和3年4月1日】 |
| 令和2年6月15日 | 令和2年厚生労働省令第128号 | 粉じん障害防止規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令 | ・労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号) | 法令文 第2条【令和3年4月1日又は令和4年4月1日】 |
| 令和2年6月15日 | 令和2年厚生労働省告示第235号 | ずい道等の掘削等作業主任者技能講習規程の一部を改正する件 | ・ずい道等の掘削等作業主任者技能講習規程(昭和56年労働省告示第41号) | 【令和3年4月1日】 |
| 令和2年6月12日 | 令和2年法律第52号 | 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律 | ・社会福祉法(昭和26年法律第45号) | 法令文 第1条【令和3年4月1日】 |
| 令和2年6月12日 | 令和2年法律第52号 | 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律 | ・介護保険法(平成9年法律第123号) | 法令文 第3条【令和2年6月12日又は令和3年4月1日】 |
| 令和2年6月12日 | 令和2年法律第52号 | 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律 | ・健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法 | 法令文 第4条【令和2年6月12日又は令和3年4月1日】 |
| 令和2年6月12日 | 令和2年法律第52号 | 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律 | ・老人福祉法(昭和38年法律第133号) | 法令文 第5条【令和3年4月1日】 |
| 令和2年6月12日 | 令和2年法律第52号 | 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律 | ・地域再生法(平成17年法律第24号) | 法令文 附則第5条【令和3年4月1日】 |

| 公布日・告示日 | 種別・番号 | 件名 | 制定、改正又は廃止される法令等 | 備考【施行日・適用日等】 |
|-----------|-----------------|--|---|--|
| 令和2年6月12日 | 令和2年法律第52号 | 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律 | ・老人福祉法(昭和38年法律第133号)【介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成23年法律第72号)の一部改正】 | 法令文 附則第7条 左記法律の附則(平成23年法律第72号)の一部改正【令和3年4月1日】 |
| 令和2年6月10日 | 令和2年法律第41号 | 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 | ・児童福祉法(昭和22年法律第164号) | 法令文 第5条【令和3年4月1日】 |
| 令和2年6月5日 | 令和2年厚生労働省令第113号 | 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令 | ・指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号) | 法令文 第1条【令和3年4月1日】 |
| 令和2年6月5日 | 令和2年法律第40号 | 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律 | ・国民年金法(昭和34年法律第141号) | 法令文 第1条【令和2年6月5日又は令和3年4月1日】 |
| 令和2年6月5日 | 令和2年法律第40号 | 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律 | ・厚生年金保険法(昭和29年法律第115号) | 法令文 第4条【令和2年6月5日、公布の日から起算して20日を経過した日(令和2年6月25日)、令和3年4月1日、令和4年4月1日又は令和4年10月1日】 |
| 令和2年6月5日 | 令和2年法律第40号 | 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律 | ・国民年金法(昭和34年法律第141号)【国民年金法等の一部を改正する法律(平成16年法律第104号)の一部改正】 | 法令文 第7条 左記法律の附則(平成16年法律第104号)の一部改正【令和3年4月1日】 |
| 令和2年6月5日 | 令和2年法律第40号 | 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律 | ・国民年金法(昭和34年法律第141号)【国民年金法等の一部を改正する法律(平成26年法律第64号)の一部改正】 | 法令文 第11条 左記法律の附則(平成26年法律第64号)の一部改正【令和2年6月5日又は令和3年4月1日】 |
| 令和2年6月5日 | 令和2年法律第40号 | 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律 | ・確定拠出年金法(平成13年法律第88号) | 法令文 第21条【令和2年6月5日、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日(令和2年10月1日)、令和3年4月1日又は令和4年4月1日】 |
| 令和2年6月5日 | 令和2年法律第40号 | 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律 | ・国民年金法(昭和34年法律第141号)【国民年金法等の一部を改正する法律(平成6年法律第95号)の一部改正】 | 法令文 附則第47条 左記法律の附則(平成6年法律第95号)の一部改正【令和3年4月1日】 |

| 公布日・告示日 | 種別・番号 | 件名 | 制定、改正又は廃止される法令等 | 備考【施行日・適用日等】 |
|-----------|------------------|---|--|---|
| 令和2年6月5日 | 令和2年法律第40号 | 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律 | ・厚生年金保険法(昭和29年法律第115号) 【被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号)の一部改正】 | 法令文 附則第55条 左記法律の附則(平成24年法律第63号)の一部改正 【令和2年6月5日、令和3年4月1日又は令和4年4月1日】 |
| 令和2年5月19日 | 令和2年厚生労働省告示第213号 | 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を改正する告示 | ・障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成29年厚生労働省告示第116号) | 【令和3年4月1日】 |
| 令和2年4月22日 | 令和2年政令第148号 | 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令 | ・労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号) | 【令和3年4月1日】 |
| 令和2年4月22日 | 令和2年厚生労働省令第89号 | 特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令 | ・特定化学物質障害予防規則(昭和47年労働省令第39号) | 法令文 第1条【令和3年4月1日】 |
| 令和2年4月22日 | 令和2年厚生労働省令第89号 | 特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令 | ・作業環境測定法施行規則(昭和50年労働省令第20号) | 法令文 第2条【令和3年4月1日】 |
| 令和2年4月22日 | 令和2年厚生労働省告示第192号 | 作業環境評価基準等の一部を改正する告示 | ・作業環境評価基準(昭和63年労働省告示第79号) | 告示文 第1条【令和3年4月1日】 |
| 令和2年4月22日 | 令和2年厚生労働省告示第192号 | 作業環境評価基準等の一部を改正する告示 | ・特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能(昭和50年労働省告示第75号) | 告示文 第2条【令和3年4月1日】 |
| 令和2年4月22日 | 令和2年厚生労働省告示第192号 | 作業環境評価基準等の一部を改正する告示 | ・作業環境測定士規程(昭和51年労働省告示第16号) | 告示文 第3条【令和3年4月1日】 |
| 令和2年4月22日 | 令和2年厚生労働省告示第192号 | 作業環境評価基準等の一部を改正する告示 | ・作業環境測定基準(昭和51年労働省告示第46号) | 告示文 第4条【令和3年4月1日】 |
| 令和2年4月22日 | 令和2年厚生労働省告示第192号 | 作業環境評価基準等の一部を改正する告示 | ・特定化学物質障害予防規則第八条第一項の厚生労働大臣が定める要件(平成15年厚生労働省告示第378号) | 告示文 第5条【令和3年4月1日】 |
| 令和2年3月25日 | 令和2年厚生労働省告示第95号 | 水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法等の一部を改正する告示 | ・給水装置の構造及び材質の基準に係る試験(平成9年厚生省告示第111号) | 告示文 第2条【令和3年4月1日】 |
| 令和2年4月1日 | 令和2年厚生労働省令第81号 | 医療法施行規則の一部を改正する省令 | ・医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号) | 【令和3年4月1日(一部：令和2年4月1日)】 |

| 公布日・告示日 | 種別・番号 | 件名 | 制定、改正又は廃止される法令等 | 備考【施行日・適用日等】 |
|-----------|------------------|--|---|--|
| 令和2年4月1日 | 令和2年厚生労働省告示第166号 | 臨床検査技師等に関する法律施行規則第十二条第一項第五号に規定する検体検査用放射性同位元素を備える衛生検査所の構造設備等の基準及び放射線診療従事者等が被ばくする線量の測定方法並びに実効線量及び等価線量の算定方法の一部を改正する告示 | ・臨床検査技師等に関する法律施行規則第十二条第一項第五号に規定する検体検査用放射性同位元素を備える衛生検査所の構造設備等の基準(昭和56年厚生省告示第16号) | 告示文 第1条【令和3年4月1日(一部：令和2年4月1日)】 |
| 令和2年4月1日 | 令和2年厚生労働省告示第166号 | 臨床検査技師等に関する法律施行規則第十二条第一項第五号に規定する検体検査用放射性同位元素を備える衛生検査所の構造設備等の基準及び放射線診療従事者等が被ばくする線量の測定方法並びに実効線量及び等価線量の算定方法の一部を改正する告示 | ・放射線診療従事者等が被ばくする線量の測定方法並びに実効線量及び等価線量の算定方法(平成12年厚生省告示第398号) | 告示文 第2条【令和3年4月1日(一部：令和2年4月1日)】 |
| 令和2年4月1日 | 令和2年厚生労働省令第82号 | 電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令 | ・電離放射線障害防止規則(昭和47年労働省令第41号) | 【令和3年4月1日】 |
| 令和2年4月1日 | 令和2年厚生労働省告示第169号 | 電離放射線障害防止規則第3条第3項並びに第8条第5項及び第9条第2項の規定に基づく厚生労働大臣が定める限度及び方法を定める件の一部を改正する件 | ・電離放射線障害防止規則第三条第三項並びに第八条第五項及び第九条第二項の規定に基づく厚生労働大臣が定める限度及び方法(昭和63年労働省告示第93号) | 【令和3年4月1日】 |
| 令和2年3月31日 | 令和2年法律第14号 | 雇用保険法等の一部を改正する法律 | ・雇用保険法(昭和49年法律第116号) | 法令文 第1条【令和2年3月31日、令和2年4月1日、令和2年8月1日、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日(令和2年9月1日)、令和3年4月1日、令和4年1月1日又は令和7年4月1日】 |
| 令和2年3月31日 | 令和2年法律第14号 | 雇用保険法等の一部を改正する法律 | ・労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和41年法律第132号) | 法令文 第3条【令和3年4月1日】 |
| 令和2年3月31日 | 令和2年法律第14号 | 雇用保険法等の一部を改正する法律 | ・労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号) | 法令文 第4条【令和2年4月1日、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日(令和2年9月1日)又は令和3年4月1日】 |

| 公布日・告示日 | 種別・番号 | 件名 | 制定、改正又は廃止される法令等 | 備考【施行日・適用日等】 |
|-----------|-------------------------------|---|---|--|
| 令和2年3月31日 | 令和2年法律第14号 | 雇用保険法等の一部を改正する法律 | ・高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号) | 法令文 第5条【令和3年4月1日】 |
| 令和2年3月31日 | 令和2年法律第14号 | 雇用保険法等の一部を改正する法律 | ・特別会計に関する法律(平成19年法律第23号) | 法令文 第6条【令和2年4月1日又は令和3年4月1日】 |
| 令和2年3月31日 | 令和2年厚生労働省令第63号 | 放射性医薬品の製造及び取扱規則の一部を改正する省令 | ・放射性医薬品の製造及び取扱規則(昭和36年厚生省令第4号) | 法令文【令和2年4月1日(一部：令和3年4月1日)】 |
| 令和2年3月31日 | 令和2年厚生労働省告示第142号 | 放射性物質の数量等に関する基準の一部を改正する件 | ・放射性物質の数量等に関する基準(平成12年厚生省告示第399号) | 【令和2年4月1日(一部：令和3年4月1日)】 |
| 令和2年3月31日 | 令和2年厚生労働省令第61号 | 職業能力開発促進法施行規則及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令 | ・職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号) | 法令文 第1条【令和3年4月1日(一部：令和2年4月1日)】 |
| 令和2年3月31日 | 令和2年厚生労働省令第61号 | 職業能力開発促進法施行規則及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令 | ・障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則(昭和51年労働省令第38号) | 法令文 第2条【令和3年4月1日】 |
| 令和2年3月31日 | 令和2年厚生労働省令第61号 | 職業能力開発促進法施行規則及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令 | ・労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号) | 法令文 附則第10条【令和3年4月1日】 |
| 令和2年3月6日 | 令和2年厚生労働省令第28号(官報：厚生労働省令第27号) | 精神保健福祉士法施行規則等の一部を改正する省令 | ・精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則(平成10年厚生省令第12号) | 法令文 第2条【令和2年3月6日、令和3年4月1日、令和4年4月1日、令和5年4月1日又は令和6年4月1日】 |
| 令和2年3月6日 | 令和2年厚生労働省告示第66号 | 精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則第三条第一項第十号及び精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令第一条第七項の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業等の一部を改正する告示 | ・精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則第三条第一項第十号及び精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令第一条第七項の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業(平成10年厚生省告示第10号) | 告示文 第1条【令和2年4月1日又は令和3年4月1日(題名の改正)】 |
| 令和2年3月6日 | 令和2年厚生労働省告示第66号 | 精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則第三条第一項第十号及び精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令第一条第七項の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業等の一部を改正する告示 | ・精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則第五条第一号ヲ及び精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令第一条第八項に規定する厚生労働大臣が別に定める基準(平成23年厚生労働省告示第279号) | 告示文 附則第3条【令和3年4月1日】 |

| 公布日・告示日 | 種別・番号 | 件名 | 制定、改正又は廃止される法令等 | 備考【施行日・適用日等】 |
|----------|---------------------|--|---|--------------------------------|
| 令和2年3月6日 | 令和2年厚生労働省告示第66号 | 精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則第三条第一項第十号及び精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令第一条第七項の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業等の一部を改正する告示 | ・精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則第五条第一号ト（４）及び精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令第一条第三項第四号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準（平成23年厚生労働省告示第281号） | 告示文 附則第7条【令和3年4月1日】 |
| 令和2年3月6日 | 令和2年文部科学省・厚生労働省令第1号 | 社会福祉士介護福祉士学校指定規則及び社会福祉に関する科目を定める省令の一部を改正する省令 | ・社会福祉に関する科目を定める省令（平成20年文部科学省令厚生労働省令第3号） | 法令文 第2条【令和2年3月6日（一部：令和3年4月1日）】 |
| 令和2年3月6日 | 令和2年厚生労働省告示第64号 | 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第3条第1号ヲ及び第5条第14号イ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第3条第1号ヲ及び第5条第14号イ並びに社会福祉に関する科目を定める省令第4条第6号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業等の一部を改正する告示 | ・社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第三条第一号ヲ及び第五条第十四号イ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第三条第一号ヲ及び第五条第十四号イ並びに社会福祉に関する科目を定める省令第四条第六号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業（昭和62年厚生省告示第203号） | 告示文 第2条【令和3年4月1日】 |
| 令和2年3月6日 | 令和2年厚生労働省告示第64号 | 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第3条第1号ヲ及び第5条第14号イ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第3条第1号ヲ及び第5条第14号イ並びに社会福祉に関する科目を定める省令第4条第6号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業等の一部を改正する告示 | ・社会福祉主事養成機関等指定規則第三条第十二号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業（平成12年厚生省告示第152号） | 告示文 第4条【令和3年4月1日】 |
| 令和2年3月6日 | 令和2年厚生労働省告示第64号 | 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第3条第1号ヲ及び第5条第14号イ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第3条第1号ヲ及び第5条第14号イ並びに社会福祉に関する科目を定める省令第4条第6号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業等の一部を改正する告示 | ・社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第三条第一号ト（４）、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第三条第一号ト（４）及び社会福祉に関する科目を定める省令第四条第二号二に規定する厚生労働大臣が別に定める基準（平成20年厚生労働省告示第516号） | 告示文 第7条【令和3年4月1日】 |
| 令和2年3月6日 | 令和2年厚生労働省告示第64号 | 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第3条第1号ヲ及び第5条第14号イ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第3条第1号ヲ及び第5条第14号イ並びに社会福祉に関する科目を定める省令第4条第6号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業等の一部を改正する告示 | ・社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第三条第一号ワ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第三条第一号ワ及び社会福祉に関する科目を定める省令第四条第七号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準（平成20年厚生労働省告示第518号） | 告示文 第9条【令和3年4月1日】 |

| 公布日・告示日 | 種別・番号 | 件名 | 制定、改正又は廃止される法令等 | 備考【施行日・適用日等】 |
|-----------|-----------------|--|--|--|
| 令和2年3月6日 | 令和2年厚生労働省告示第65号 | 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第三条第一号ト(4)、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第三条第一号ト(4)及び社会福祉に関する科目を定める省令第四条第二号二に規定する厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示 | ・社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第三条第一号ト(4)、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第三条第一号ト(4)及び社会福祉に関する科目を定める省令第四条第二号二に規定する厚生労働大臣が別に定める者(平成20年厚生労働省告示第517号) | 【令和3年4月1日】 |
| 令和2年1月27日 | 令和2年厚生労働省令第8号 | 作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令 | ・作業環境測定法施行規則(昭和50年労働省令第20号) | 【令和3年4月1日】 |
| 令和2年1月27日 | 令和2年厚生労働省告示第18号 | 作業環境測定基準等の一部を改正する告示 | ・作業環境測定基準(昭和51年労働省告示第46号) | 告示文 第1条【令和3年4月1日(一部:令和2年4月1日)】 |
| 令和2年1月27日 | 令和2年厚生労働省告示第18号 | 作業環境測定基準等の一部を改正する告示 | ・作業環境測定士規程(昭和51年労働省告示第16号) | 告示文 第2条【令和3年4月1日】 |
| 令和2年1月27日 | 令和2年厚生労働省告示第18号 | 作業環境測定基準等の一部を改正する告示 | ・作業環境評価基準(昭和63年労働省告示第79号) | 告示文 第3条【令和3年4月1日】 |
| 令和2年1月27日 | 令和2年厚生労働省告示第18号 | 作業環境測定基準等の一部を改正する告示 | ・インジウム化合物等を製造し、又は取り扱う作業場において労働者に使用させなければならない呼吸用保護具(平成24年厚生労働省告示第579号) | 告示文 第4条【令和3年4月1日】 |
| 令和2年1月27日 | 令和2年厚生労働省告示第18号 | 作業環境測定基準等の一部を改正する告示 | ・東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則第二条第七項等の規定に基づく厚生労働大臣が定める方法、基準及び区分(平成23年厚生労働省告示第468号) | 告示文 附則第3項【令和3年4月1日】 |
| 令和1年12月6日 | 令和元年法律第69号 | 母子保健法の一部を改正する法律 | ・母子保健法(昭和40年法律第141号) | 【公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日(令和3年4月1日)】 |
| 令和1年6月7日 | 令和元年法律第26号 | 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 | ・介護保険法(平成9年法律第123号) | 法令文 第4章 厚生労働省関係 第10条【令和3年4月1日】 |
| 令和1年5月22日 | 令和元年法律第9号 | 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律 | ・高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号) | 法令文 第5条【公布の日から2年を超えない範囲で政令で定める日(令和2年10月1日)、令和3年4月1日又は令和4年4月1日】 |

| 公布日・告示日 | 種別・番号 | 件名 | 制定、改正又は廃止される法令等 | 備考【施行日・適用日等】 |
|-------------|-------------------|---|--|---|
| 令和1年5月22日 | 令和元年法律第9号 | 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律 | ・社会保険診療報酬支払基金法(昭和23年法律第129号) | 法令文 第7条【令和3年4月1日】 |
| 令和1年5月22日 | 令和元年法律第9号 | 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律 | ・介護保険法(平成9年法律第123号) | 法令文 第12条【令和2年4月1日、令和2年10月1日又は令和3年4月1日】 |
| 令和1年5月22日 | 令和元年法律第9号 | 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律 | ・特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法(平成23年法律第126号) | 法令文 附則第12条【令和3年4月1日】 |
| 平成30年12月28日 | 平成30年厚生労働省告示第430号 | 短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針 | ・短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針(平成30年厚生労働省告示第430号) | 【令和2年4月1日(中小事業主：令和3年4月1日)】 |
| 平成30年7月6日 | 平成30年法律第71号 | 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律 | ・短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号) | 法令文 第7条 題名「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」を「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」に改める【令和2年4月1日(中小企業：令和3年4月1日)】 |
| 平成30年7月6日 | 平成30年法律第71号 | 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律 | ・労働契約法(平成19年法律第128号) | 法令文 第8条【令和2年4月1日(中小企業：令和3年4月1日)】 |